

令和8年度 中標津町空家等利活用促進事業補助金

放置される空家等の発生抑制、利活用及び流通を促進し、空家等の有効活用を図るため、空家等の利活用の障害となっている課題を解決するための調査、登記手続等にかかる経費、家財道具等の処分経費、改修工事経費の一部を補助します。

(1)空家等調査費等補助事業 1戸につき、対象経費の1/2 補助上限額 5万円	
空家等の専門的な相談および障害となっている問題の解決を行う調査、測量、表題登記、相続登記手続き等を行い、賃貸、売買等利活用ができる状態にする事業	・弁護士、司法書士が行う各種手続き ・町内業者による測量調査等調査 等
(2)空家等家財処分費補助事業 1戸につき、対象経費の1/2 補助上限額10万円	
空家等の残存する家財道具等の撤去および処分、清掃、敷地内樹木の環境改善を行い、適正な管理および賃貸、売買等利活用ができる状態にする事業	町内処理業者が行う、庭木の処理、家財道具等の処分収集・運搬 等
(3)空家等改修費補助事業 1戸につき、対象経費の1/2 補助上限額20万円	
空家等の改修工事を町内建設業者が行い、賃貸、売買等利活用ができる状態にする事業	町内建設業者が行う、修繕、塗装、設備改修等工事 等

※町内の宅地建物取引業者と媒介契約を締結する等、補助金の対象となるための要件があります。

※令和9年2月26日までに申請、令和9年3月31日までに事業を完了する必要があります。

詳細は空き家補助金HPをご確認ください。



空き家
補助金
HP



空き家対策
ナビゲーター
あきにゃん

申請・問い合わせは、都市住宅課 都市計画・景観係（直通 ☎74-0965）まで。

中標津町緑ヶ丘森林公園キャンプ場および公園エリアの利用方法とエリア区分について

キャンプ場の再整備に伴い、キャンプ場利用者が増加していることから、下図のとおり、キャンプ場エリアと公園エリアを区分けしますので、公園を利用される方は、キャンプ場エリアへの立ち入りはご遠慮いただくをお願いします。

また、散策や公園を利用される方は、仮通路をご利用ください。



詳しくは、管理課 管理係（直通 ☎74-0930）まで。